

参考資料

1	策定に関する資料	122
	1-1 策定経緯	122
	1-2 住民ワークショップ	122
	1-3 委員名簿	123
	1-4 委員会設置要綱	125
2	ゾーン設定の考え方	127
3	用語解説	132

1 策定に関する資料

1-1 策定経緯

令和元年	11月 19日 ～ 12月 31日	・市民アンケート調査
	11月 25日 ～ 12月 13日	・高校生アンケート調査
令和2年	8月 4日	第1回飯塚市都市計画基本方針等策定委員会
	10月 1日 ～30日	・住民ワークショップ(第1回) ※配布回収方式
	12月 22日	第2回飯塚市都市計画基本方針等策定委員会
令和3年	1月 4日 ～21日	・住民ワークショップ(第2回) ※配布回収方式
	3月 25日	第3回飯塚市都市計画基本方針等策定委員会
	6月 28日 ～ 7月 29日	・市民説明会(市内全地区 13回) 参加者約 240名
	9月 29日	第4回飯塚市都市計画基本方針等策定委員会 ■素案確定
	11月 1日 ～ 29日	・パブリックコメント
	1月 12日	第5回飯塚市都市計画基本方針等策定委員会 ■案確定
	2月 4日	都市計画審議会 諮問・答申
	2月 21日	【改訂版】の策定

1-2 住民ワークショップ

「飯塚市都市計画マスタープラン」、「飯塚市緑の基本計画」の計画策定にあたり、住民の皆さまからのまちづくりに対するご意見を参考とさせていただくため、2回の住民ワークショップを実施しました。

なお、住民ワークショップは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での集合開催を見合わせ、ご意見等を記入する「記入用紙」を市から郵送し、返送する形式で実施しました。

第1回	飯塚市の「良い点」・「改善点」の掘り起こし	まちづくりや緑について、普段お感じになっている飯塚市の「良い点」・「改善点」について回答いただきました。
	地域の将来イメージを考える	「良い点」・「改善点」の内容を踏まえて、思い描く地域の将来イメージについて回答いただきました。
第2回	地域づくりのための取組アイデアを提案しよう	地域の将来イメージを実現するために優先すべきことや地域として取り組むべきことについて回答いただきました。
	取組アイデアの具体的な内容	提案した取組アイデアについて、地域が主体となること(地域で取り組めること)、行政が主体となること(行政に支援して欲しい事)に分けて具体的に回答いただきました。

1-3 委員名簿

■ 令和2年度 飯塚市都市計画基本方針等策定委員会名簿

	所属団体	役職等	氏名	委員区分
学識経験者及び団体代表 (5名)	近畿大学産業理工学部	学科長	ヨダ ヒロトシ 依田 浩敏	本委員
	飯塚市農業委員会	会長	フクザワ セイゴウ 福澤 正剛	本委員
	飯塚市商工会	副会長	ヤマモト ケイジ 山本 恵治	本委員
	いいつか男女共同参画推進ネットワーク	副代表	タカクラ ヤスコ 高倉 安子	本委員
	部落解放同盟飯塚市協議会	書記長	ヤスナガ カツトン 安永 勝利	臨時委員
市議会の議員 (3名)	市議会議員	総務委員会	オバタ トシユキ 小幡 俊之	本委員
	市議会議員	経済建設委員会	ドウソ ミツル 道祖 満	本委員
	市議会議員	経済建設委員会	ヒラヤマ サトル 平山 悟	本委員
関係行政機関 の職員 (2名)	福岡県飯塚県土整備事務所	所長	ミギタ タカオ 右田 隆雄	本委員
	福岡県都市計画課	課長	マツムラ トモキ 松村 知樹	臨時委員
地域住民代表 (5名)	飯塚市自治会連合会飯塚支部	片島本町自治会長	ナカムラ カヨ 中村 香代	臨時委員
	飯塚市自治会連合会穂波支部	松ヶ瀬自治会長	ミヤジマ ヒロン 宮嶋 寛	臨時委員
	飯塚市自治会連合会筑穂支部	会長	タナカ ヒデミ 田中 英美	臨時委員
	飯塚市自治会連合会庄内支部	有井二区自治会長	タニグチ マサタダ 谷口 正忠	臨時委員
	飯塚市自治会連合会穎田支部	副会長	モトマツ カツミ 本松 克己	本委員
公募による一般市民代表(1名)			イナトミ リュウタ 稲富 隆太	臨時委員

■ 令和3年度 飯塚市都市計画基本方針等策定委員会名簿

	所属団体	役職等	氏名	委員区分
学識経験者及び団体代表 (5名)	近畿大学産業理工学部	教授	ヨダ ヒロシ 依田 浩敏	本委員
	飯塚市農業委員会	会長	スギヨウ タダオミ 須堯 忠臣	本委員
	飯塚市商工会	副会長	ヤマモト ケイジ 山本 恵治	本委員
	いいつか男女共同参画推進ネットワーク	事務局次長	タカクラ ヤスコ 高倉 安子	本委員
	部落解放同盟飯塚市協議会	書記長	ヤスナガ カツシ 安永 勝利	臨時委員
市議会の議員 (3名)	市議会議員	総務委員会	オバタ トシユキ 小幡 俊之	本委員
	市議会議員	経済建設委員会	ドウソ ミツル 道祖 満	本委員
	市議会議員	経済建設委員会	ヒラヤマ サトル 平山 悟	本委員
関係行政機関 (2名)	福岡県飯塚県土整備事務所	所長	ヤマモト ヨシカ 山本 芳香	本委員
	福岡県都市計画課	課長	マツムラ トモキ 松村 知樹	臨時委員
地域住民代表 (5名)	飯塚市自治会連合会飯塚支部	片島本町自治会長	ナカムラ カヨ 中村 香代	臨時委員
	飯塚市自治会連合会穂波支部	松ヶ瀬自治会長	ミヤジマ ヒロシ 宮嶋 寛	臨時委員
	飯塚市自治会連合会筑穂支部	会長	タナカ ヒデミ 田中 英美	臨時委員
	飯塚市自治会連合会庄内支部	有井二区自治会長	タニグチ マサタダ 谷口 正忠	臨時委員
	飯塚市自治会連合会頼田支部	副会長	モトマツ カツミ 本松 克己	本委員
公募による一般市民代表(1名)			イナトミ リュウタ 稲富 隆太	臨時委員

1-4 委員会設置要綱

○飯塚市都市計画基本方針等策定委員会設置要綱

令和2年6月4日

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2第2項の規定に基づき、飯塚市における都市計画基本方針に市民の意見を幅広く反映するために必要な措置を講ずること等を目的として、都市計画審議会(飯塚市都市計画審議会条例(平成18年飯塚市条例第192号)により設置されたものをいう。以下同じ。)内に飯塚市都市計画基本方針等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「都市計画基本方針等」とは、飯塚市都市計画基本方針及び飯塚市緑の基本計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、都市計画基本方針等の策定に関し都市計画審議会の会長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第4条 委員会は、都市計画審議会の委員及び臨時委員の中から都市計画審議会の会長が指名する者16人以内で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者及び団体代表 5人以内
- (2) 市議会の議員 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 地域住民代表 5人以内
- (5) 公募による一般市民代表 1人以内

(任期)

第5条 委員の任期は、市において都市計画基本方針等が策定される日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

2 ゾーン設定の考え方

2-1 ゾーン設定

人口減少・少子高齢化が進む中、都市機能と、住み慣れた地域の日常生活サービス機能を維持・向上させていくためには、施策の重点化や現存する資源(ストック)の有効活用などにより、効果的・効率的なまちづくりを展開することが求められています。

飯塚市においても、都市計画マスタープランを改訂するうえで、2006(平成18)年に1市4町が合併してから10年以上が経ち、現状の旧市町を基にした地域別のまちづくりではなく、同じ土地利用特性を持った地域のまとまりを基にしたゾーン別でのまちづくりを行うことで、効果的・効率的なまちづくりを展開する必要があります。

そのため、同じ土地利用特性を持った地域のまとまりを定量的指標に基づいて分析し、ゾーンの設定を行いました。

2-2 ゾーン設定に向けた評価方法の検討

(1) 設定の基本的な考え方

都市機能と日常生活サービス機能の維持・向上、都市施設の維持・管理など、効果的・効率的なまちづくりを展開するため、同じ土地利用特性を持った地域のまとまりに基づいて4つのゾーンを設定します。

■ ゾーン設定の考え方

ゾーン名称	ゾーンの考え方
まちなかゾーン	中枢的な都市機能が集積し、公共交通等の利便性に優れた中心拠点を含み、多様な都市活動が営まれる区域です。
市街地ゾーン	用途地域内で、既に都市的土地利用が集積している区域であり、歴史的にその地域で中心的な役割を担ってきた公共施設等の機能集積がある地域拠点を含み、店舗、医療・福祉、教育など日常生活に必要な施設が整っている区域です。
やすらぎ居住ゾーン	用途地域の縁辺部で、既に宅地化され生活利便性も比較的高く、住宅地などの都市的土地利用と農地、集落地などの自然的土地利用が共存する区域です。
自然・環境コミュニティゾーン	既存のコミュニティ及び農地、森林などの豊かな自然環境に恵まれており、人口減少や高齢化が進行し、過疎地域も含まれている区域です。

(2) 評価指標の基本的な考え方

効果的・効率的なまちづくりに向けて、同じ土地利用特性を持った地域のまとまりを把握するため、人口の集積状況、施設の利便性や都市的・自然的土地利用状況の視点から指標を設定します。また、近年高まる自然災害のリスクを考慮した、安全性に関する指標を加えます。

各視点に基づいて、9つの指標を設定しました。特に利便性については、施設(集客施設、生活利便施設)と公共交通に分類し、多角的に評価を行いました。

■ 評価指標

視 点		指 標	
安全性	自然災害リスク	①	自然災害発生の危険箇所
人口集積	将来人口密度の高さ	②	将来人口密度(2040年)
都市 利便性	市内外の人々が利用する高次都市機能の集積	③	集客施設への到達のしやすさ
	身近な生活サービスの利便性	④	生活利便施設への到達のしやすさ
	公共交通の利便性	⑤	鉄道駅、バス停までの徒歩圏域
都市的 土地利用	都市的土地利用の状況	⑥	用途地域の指定状況
		⑦	用途地域外での宅地化状況
自然的 環境	自然的土地利用の状況	⑧	農地、山林など自然的土地利用の まとまり
		⑨	自然公園など豊かな自然の広がり

(3) 評価指標における評価基準の考え方

まず、本計画におけるゾーンは、同じような特性を持った地域のまとまりをゾーンとして設定を行うことや、複数の指標を重ね合わせて評価を行う必要があることから、500mメッシュを用いて評価を行いました。

各評価基準において、該当するメッシュに点数を付与し、その合計点に基づいて同じような地域のまとまりを判定しました。

■ 評価基準

指標	資料	評価基準
① 自然災害発生の危険箇所	土砂災害警戒区域 浸水想定区域 ※飯塚市土砂災害警戒区域GISデータ	土砂災害警戒区域または浸水深0.5m以上の区域の有無 (無：1、有：0)
② 将来人口密度(2040年)	100mメッシュ補正版人口推計 ※都市計画基礎調査(H28)GISデータ	40人/ha以上の100mメッシュの有無 (有：1、無：0)
③ 集客施設への到達のしやすさ	①病院②公共施設③商業・娯楽施設 ※都市計画基礎調査(H28)GISデータ	①、②、③の800m圏内が重なるメッシュがある (有：1、無：0)
④ 生活利便施設への 到達のしやすさ	①生鮮三品取扱店、②子育て関連施設、 ③病院(内科)・診療所(内科)の施設分布 ※立地適正化計画GISデータ	①、②、③の800m圏内が重なるメッシュの有無 (有：1、無：0)
⑤ 鉄道、バスまでの徒歩圏域	バス停、鉄道駅 ※立地適正化計画GISデータ	公共交通便利地域の有無 (有：1、無：0)
⑥ 用途地域の指定状況	用地地域 ※都市計画基礎調査(H28)GISデータ	用途地域の有無 (有：2、無：0)
⑦ 用途地域外での宅地化状況	開発動向 ※都市計画基礎調査(H28)GISデータ	用途地域が含まれないメッシュのうち宅地開発の有無 (有：1、無：0)
⑧ 農地、山林など 自然的土地利用のまとまり	農振農用地、地域森林計画対象民有林、 保安林 ※国土数値情報	農振農用地、地域森林計画対象民有林、保安林のいずれかが 指定されているかどうか (無：1、有：0)
⑨ 自然公園など 豊かな自然の広がり	太宰府県立自然公園 ※国土数値情報	同公園が含まれない (無：1、有：0)

2-3 評価結果に基づく設定手法

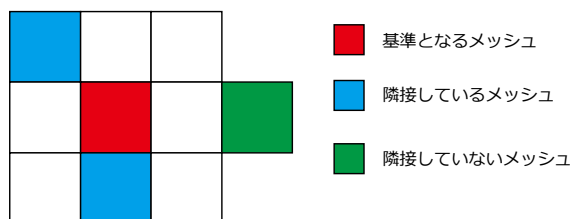
(1) 評価結果に基づくゾーンの設定

これまでに設定した評価指標、評価基準に基づいて、500mメッシュの評価点を付与しました。各メッシュの評価点の合計値を基に、ゾーン設定の考え方に沿って、同じような地域のまとまりごとで4つのゾーンを設定しました。

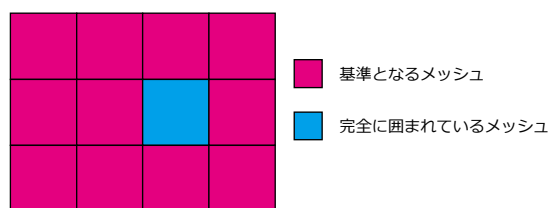
■ ゾーン設定方法

ゾーン名称	設定方法	備考
まちなかゾーン	8点のメッシュを基本に、隣接(※1)する7点のメッシュを含めて設定。	8点のメッシュでも、1メッシュだけ孤立(※2)し7点のメッシュを含めても一体的なつながりが見られない場合は、まちなかゾーンから除く。
市街地ゾーン	まちなかゾーンに含まれない6点以上のメッシュ。	5点以上のメッシュでも孤立(※2)している場合は市街地ゾーンから除く。 4点以下のメッシュでも、市街地ゾーンに完全に囲まれる(※3)メッシュは含める。
やすらぎ居住ゾーン	市街地ゾーンと隣接する3点以上のメッシュ。	市街地ゾーンと隣接していないメッシュは除く。 やすらぎ居住ゾーンに完全に囲まれるメッシュ及び、安らぎ居住ゾーンと市街地ゾーンに完全に囲まれるメッシュを含める。
自然・環境コミュニティゾーン	上記3つのゾーンに位置付けられていないメッシュ。	-

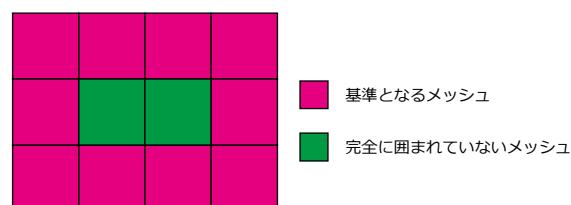
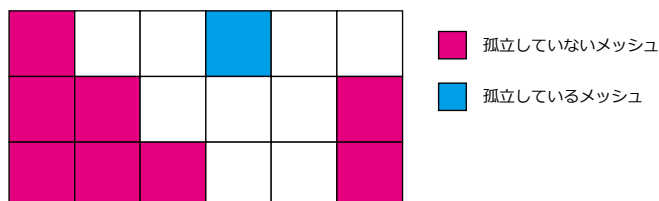
※1 隣接：メッシュが上下左右斜めの位置に存在する。



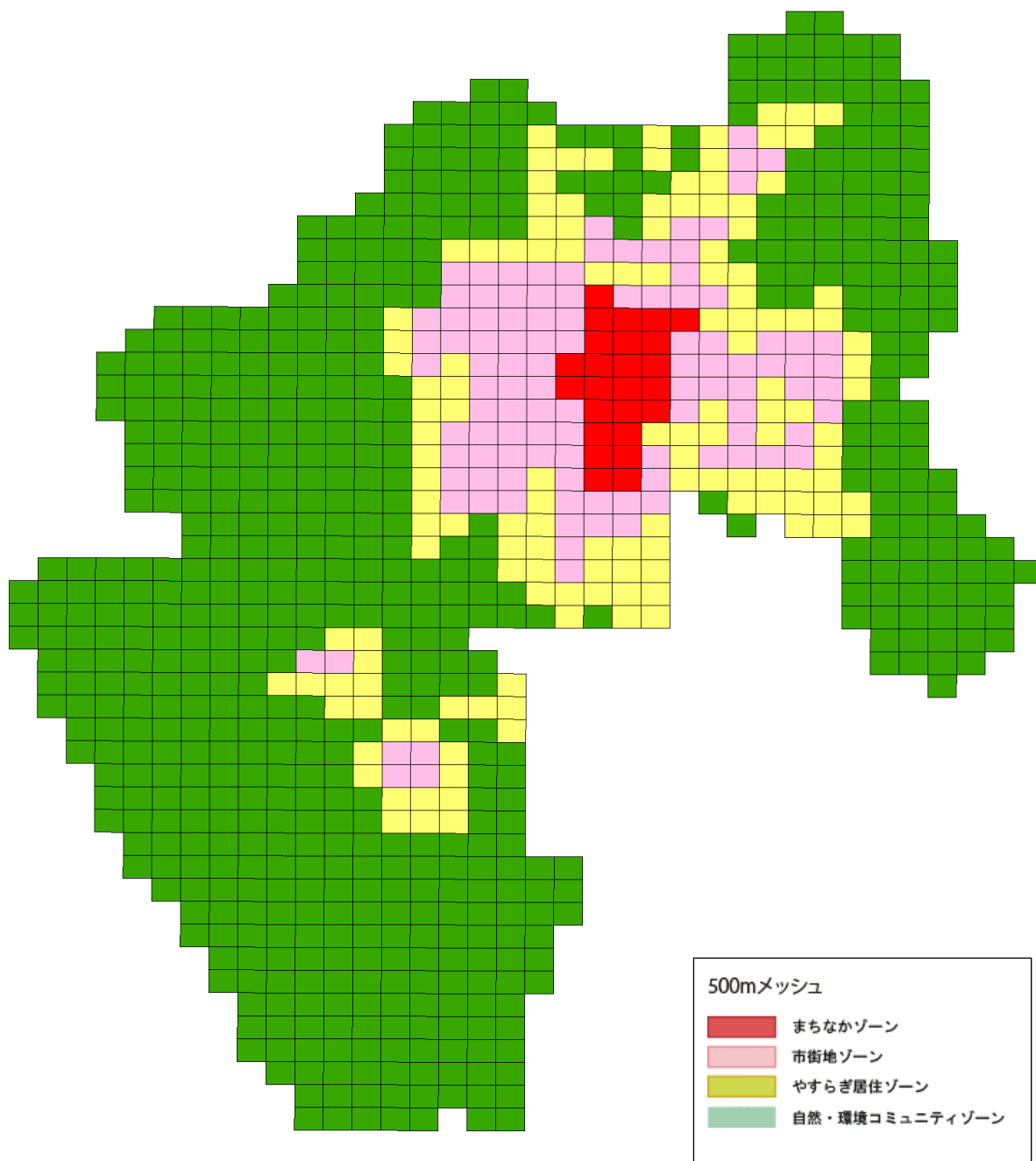
※3 完全に囲まれる：1つのメッシュにおいて、隣接するすべてのメッシュが市街地もしくはやすらぎ居住ゾーンである。



※2 孤立：1つのメッシュで隣接するメッシュが存在しない。

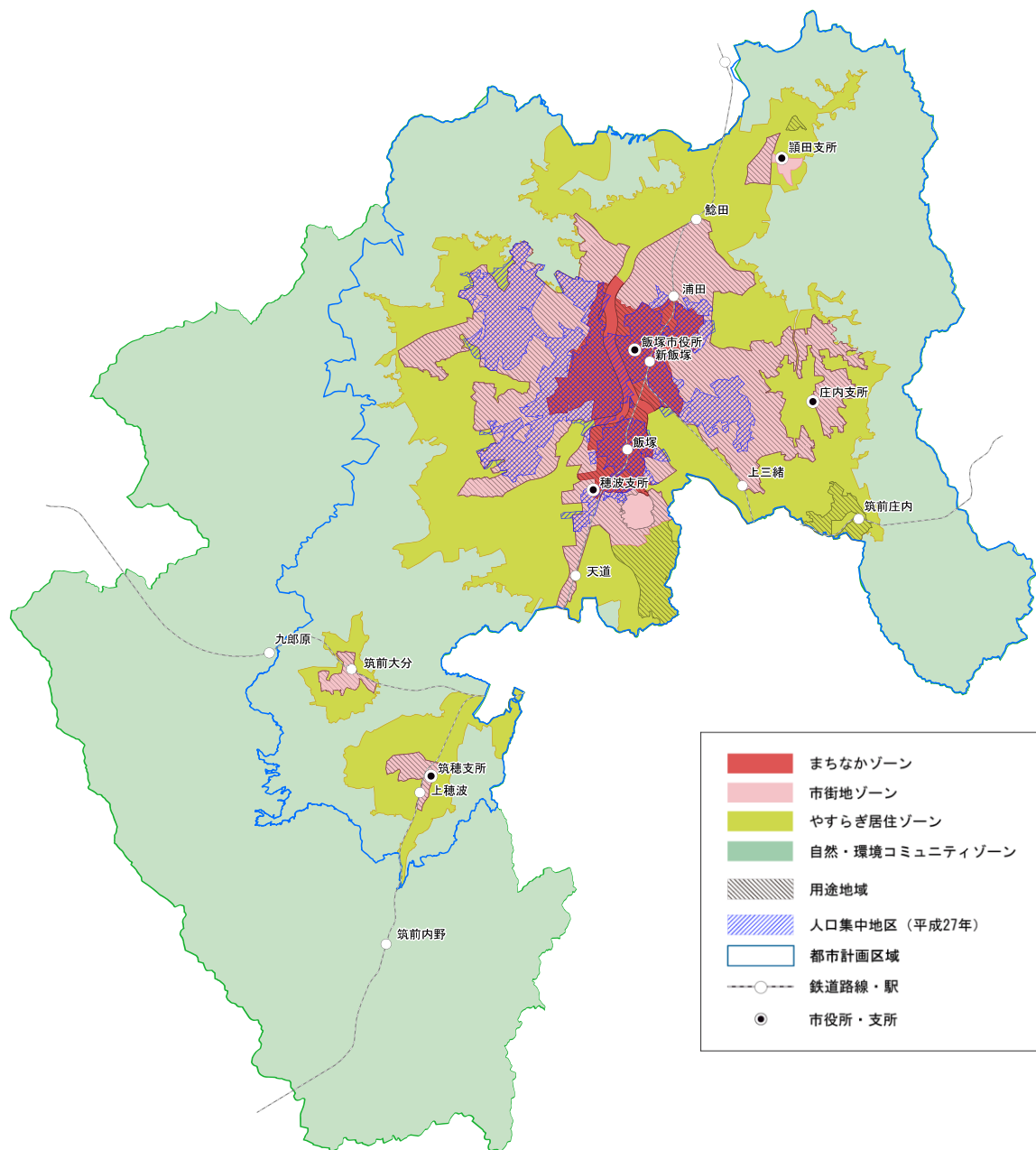


■ 評価結果に基づくゾーン設定



2-4 ゾーン境界の設定

「2-3 評価結果に基づく設定手法」で設定されたゾーンにおいて、境界の根拠を明確にするために用途地域等の区域の指定状況を踏まえたうえで、近傍の地形地物にて設定を行いました。特に、市街地ゾーンは、基本的に用途地域境界で設定しました。また、やすらぎ居住ゾーンは、住宅地のまとまり(連続性)を考慮して設定しました。



3 用語解説

用語	解説
あ 飯塚アジアIT特区	九州工業大学情報工学部を中心とする卒業生などによる活発な企業活動、多くの研究開発施設の集積を背景に、外国企業の進出、産学連携の推進等の規制の特例を適用することにより、アジアビジネス拠点の一翼を担うIT関連の国内外企業の集積(クラスター)を加速すること等を目的とした特区。
飯塚市移動等円滑化促進方針	「改正バリアフリー法」に基づき、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市が示すことで、まちなかにおける移動等の円滑化を促進するための方針。
飯塚市公園等ストック再編計画	今後の人口減少、公園施設の老朽化に対応し、公園等を長期的に安定した維持管理、公園機能の維持を行うために、適正配置や用途変更などにより、効率的な利活用を推進するための計画。
飯塚市国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画及び福岡県地域強靱化計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも市民の生命や財産を守り、地域・経済社会の致命的な被害を回避し、迅速な復旧に資する「強靱な飯塚市」をつくるための計画。
飯塚市総合計画	「飯塚市総合計画策定条例」に基づき、飯塚市が今後目指すべき将来像と、将来像を達成するための目標や取組を総合的に示した計画。本市の行財政運営の最上位に位置し、各分野別計画の基本となる計画。
飯塚市地域公共交通網形成計画	本市にとって望ましい地域公共交通の将来像を明らかにし、公共交通の活性化・再生に向けて取組の方向性を示した計画。
飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略	本市において人口減少の克服に特化した「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を戦略的に実施するための計画。
飯塚市緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを内容として策定する緑とオープンスペースの総合的な計画。
飯塚市立地適正化計画	都市計画区域を対象に、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉、商業、子育て支援等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、それら施設の誘導により、コンパクトシティに向けた具体的な取組を進める計画。都市計画マスタープランの一部とみなされる。(都市再生特別措置法第82条)
インセンティブ	目標や目的を達成するための外的刺激。呼び水となるもの。
オープンスペース	公園、道路、河川、立ち入り可能な空地等。

用語		解説
か	共生／共生社会	性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、すべての人がそれぞれの人権や異なる個性、独自性等を尊重しつつ、互いに連帯し、共に生きていくこと。また、共に生きていく事のできる社会のあり方を表す。
	共生社会ホストタウン	パラリンピック出場者との交流を契機として、共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインのまちづくり及び心のバリアフリーの取組を実施するホストタウン。国(内閣官房)が登録する。
	居住誘導区域	人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
	緊急輸送道路	地震、水害等の大規模災害が発生した直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線。
	グリーンツーリズム	緑豊かな地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	健幸	個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心して豊かな生活を営むこと。健幸都市とは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心・安全で豊かな生活を営むことができること(健幸)を、これからの「まちづくり」の中核に位置づけ、市民誰もが健康で元気に幸せに暮らせる新しいまちづくり。
	建ぺい率・容積率	建ぺい率は、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。容積率は、敷地面積に対する建築物の延べ床面積の割合。
	交通結節点	交通機関相互の乗り継ぎや乗り換えが行われる場所や施設のこと。駅やバスターミナルなど。
	コミュニティ	一定の地域に居住し、共通の認識や連帯感をもった地域社会。
	コミュニティ交通	公共交通不便地区の解消、高齢者等交通弱者が多い区域への利便性向上などの目的で、行政が主体となり運行する交通機関のこと。
	コミュニティプラント	汚水処理構想に基づき、市が設置する小規模な下水処理施設のこと。
コワーキングスペース	利用者間の連携・交流を促し、コミュニケーションを通じて情報や知恵を共有し、状況に応じて協働しながら価値を創出していく働き方が行えるスペースのこと。	
さ	シェアオフィス	自社だけではなく、複数の利用者が席を利用するオフィスのこと。席は固定されておらず、業務内容に合わせて就労場所を選択できる。
	シェアサイクル	他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組み。

用語		解説
さ	市街地再開発事業	不足している道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくりの手法。
	社会保障費	医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から市民に給付される金銭・サービスの費用。
	準都市計画区域	土地利用の整序や環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一帯の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域。用途地域や風致地区などの土地利用の使われ方を決めるために必要な都市計画を定めることができる。
	人口集中地区(D I D)	国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。
	ゾーン 30	市街地内の住宅地などにおいて、自動車事故の発生を防止し歩行者の安全を確保するため、一定の範囲をゾーンとして区域設定し、区域内での車の最高速度を時速 30km に制限する交通規制のこと。
た	大規模集客施設	都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設（市役所やコミュニティセンター等）などの公共公益施設のこと。
	ダウンゾーニング	無秩序な開発の抑制や住環境の向上を図るため、一定地域を対象に地域内の建築物の容積率や建ぺい率を引き下げること。
	地区計画	都市計画法に基づき、地区の特性にふさわしい良好な街区を整備、開発、保全するために地区ごとに定めるまちづくりのルールのこと。建築物の用途や形態、生垣等、きめ細かい規制や緩和を行うことができる。
	昼夜間人口比	常住人口(夜間人口)100 人当たりの昼夜間人口の割合。100 を超えている場合は人口の流入超過、100 を下回る場合は流出超過を示す。
	長期未着手公園	都市計画法に基づく都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている都市公園のこと。
	長寿命化	公共施設や道路、上下水道等のインフラ資産の適切な保全を行うことで、長期にわたり安全かつ快適に使用できるよう維持すること。
	特定空家等	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。
	特別用途地区	都市計画法に基く地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など、特別の目的のため用途地域における建築物の制限を緩和又は強化することができる。

用語		解説
た	都市機能	居住、商業、工業、教育・文化、保健・医療・福祉、レクリエーション、行政、交通といった様々な活動に対して種々のサービスを提供する、都市自体がもつ働きのこと。
	都市機能誘導区域	医療・福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
	都市計画区域	都市計画法その他の関連法令が適用される区域。自然的、社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が定める。また、都市計画区域の指定がない地域を都市計画区域外という。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)	都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域ごとに定めるものであり、都市計画の目標、都市計画決定の方針について定める。本市においては、筑豊広域都市計画区域に対して、「筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、一つの都市計画区域マスタープランが定められている。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
	都市公園	都市公園法に定められた公園または公園緑地で、国または地方公共団体が設置する。
	都市のスポンジ化	人口減少に伴い、空き家や空き地など使われていない空間が、まるで小さな穴が開くように不規則に生じ、都市の密度が下がっていくこと。
な	ニーズ	意向。要望。需要。
は	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にしたもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に示される。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁となる段差など、物理的な障壁の除去をいう。より広義に、障がいのある人などの社会参加を困難にしているすべての障壁を除去する意味でも用いられる。
	パークアンドライド	最寄り駅やバス停周辺などに整備された駐車場までマイカーを使い、そこに駐車(=パーク)し、電車やバスに乗り換えて(=ライド)、目的地まで移動する交通手段。
	防火・準防火地域	防火地域、準防火地域は、市街地における火災の延焼を防止するために設けられた地域地区。防火地域は、火災を防止するため特に厳しい建築制限が行なわれる。
	ポテンシャル	潜在的な力。可能性としての力。
ま	まちづくり	ハードの取組に加え、産業・観光、医療・福祉、教育・文化、スポーツなどのソフト面の取組、身近な地域を対象にした取組も含めた総合的な取組のこと。

用語		解説
や	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方。
や	用途地域	土地の合理的利用を図り、良好な環境を確保するために、地域ごとに建築物の用途や大きさなどを規制する制度。
ら	ライフサイクルコスト	建築物や構造物などに対する、企画設計、建設、維持管理、廃棄までに要する費用の総計。
	リノベーションまちづくり	今あるもの(遊休不動産・公共空間)を活かし、新しい使い方をしてまちを変えること。民間自立型のまちづくり会社が、遊休不動産や公共空間のリノベーションを通じて都市型産業の集積を図り、雇用の創出やコミュニティの活性化等につなげていくこと。
I	I C T農業	I C T(情報通信技術)を活用して人手不足への対応や生産性の向上を図る農業のこと。
S	S D G s (持続可能な開発目標)	持続可能な開発目標(S D G s : Sustainable Development Goals)の略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。国内実施・国際協力の両面において展開される「日本のS D G sモデル」の一つに「S D G sを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」が含まれている。

●各種計画・都市計画図等の掲載サイト

飯塚市都市計画マスタープランをはじめ、各種計画や都市計画図等については、下記のQRコードを読み取っていただくと、飯塚市HPの該当ページにアクセスできます。

○飯塚市都市計画マスタープラン

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeshido/machi/toshi/kekaku/plan.html>



○飯塚市総合計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/sogo/shise/shisaku/sogo/sougoukeikaku.html>



○飯塚市国土強靱化地域計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/shobobosaiizen/kokudokyoujinka/kaigiroku.html>



○飯塚市立地適正化計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeshido/rittitekisei.html>



○飯塚市公園等ストック再編計画

<https://www.city.iizuka.lg.jp/shokokanko/kyoiku/leisure/kanko/mesho.html>



○飯塚市都市計画図

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeseisaku/iizukayouto.html>



○飯塚市都市計画マップ

<https://www.city.iizuka.lg.jp/toshikeseisaku/iizukayoutomap.html>

